



平成 30 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 富 山 第 一 銀 行
代 表 者 名 取 締 役 頭 取 横 田 格
(コード番号 7184 東証第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 柴 田 栄 文
総 合 企 画 部 長
(TEL. 076-424-1219)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当行は、平成 30 年 5 月 11 日開催の取締役会において役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度の導入に関する議案を平成 30 年 6 月 28 日開催予定の第 107 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的及び条件

(1) 本制度の導入目的

本制度の導入は、当行の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象役員」といいます。）に、当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的として導入される制度です。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、対象役員に対し、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆さまのご承認が得られることを条件といたします。

なお、当行の取締役の報酬等の額は、平成 27 年 6 月 26 日開催の第 104 回定時株主総会において年額 2 億円以内（うち社外取締役 1 千万円以内）とご承認いただいておりますが、本株主総会においては、当該報酬額とは別枠にて、本制度を新たに導入し、当行の対象役員に対して本制度にかかる報酬枠を設定することにつき、株主の皆さまにご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

対象役員は、本制度に基づき当行より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当行の普通株式の新株の発行又は自己株式の処分を受けることとなります。

取締役に対して支給される報酬総額は、現行の金銭報酬額とは別枠で年額 30 百万円以内とし、本制度により新株の発行又は自己株式の処分される当行の普通株式の総数は年 60 千株以内といたします（なお、当行の普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、新株の発行又は自己株式の処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。）。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象役員が当行の取締役又はその他当行取締役会で定める地位を退任する日までといたします。各対象役員への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

また、本制度により新株の発行又は自己株式の処分される当行の普通株式 1 株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当行の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象役員に特に有利とならない範囲において取締役会において決定します。

なお、本制度による当行の普通株式の新株の発行又は自己株式の処分に当たっては、当行と対象役員との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象役員は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当行の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には、当行が当該普通株式を無償で取得すること

（ご参考）

本株主総会において本制度に関する議案が原案通りにご承認いただいた場合には、当行の執行役員に対しても本制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度を適用する予定であります。

本件に関するお問合せ先
総合企画部 経営企画グループ み なべ 三 鍋
(TEL. 076-424-1219)

以上